

第1回金融モニタリング有識者会議資料

平成28年8月24日
金融庁

背景①(金融庁発足時の検査・監督手法)

- 金融庁(金融監督庁)は、発足当初(監督庁1998年)、金融危機に際しての諸課題に対応し、以下を特色とする検査・監督の手法に転換。当時の大きな課題であった不良債権問題の解決等に取り組んだ。

当時の主な課題

- ✓ 金融行政への信頼の回復
- ✓ 不良債権問題の解決
- ✓ 利用者保護のためのミニマム・スタンダードの徹底



発足当時の検査・監督の方針

- ルール重視の事後チェック行政
- 厳格な個別資産査定中心の検査
- 法令遵守確認の徹底

⇒ この結果、不良債権問題は収束し、最低限の利用者保護の徹底が図られた。

背景②(これまでの検査・監督の手法の限界)

○ しかし、実効性のあったアプローチも、機械的に継続すると逆に副作用を生むおそれ。

考えられる主な副作用

■ 形式への集中

例えば、

- ✓ 銀行融資において、借り手の事業内容ではなく、担保・保証があるかといった形式を必要以上に重視
- ✓ 顧客ニーズに即したサービス提供より、金融機関はルール遵守の証拠作りに注力

■ 過去への集中

例えば、

- ✓ 将来の経営の持続可能性よりも、バランスシート(=過去の経営の結果)の健全性に集中
- ✓ 顧客ニーズの変化への対応よりも、過去のコンプライアンス違反の議論に集中

■ 部分への集中

例えば、

- ✓ 金融機関の経営全体の中で真に重要なリスクを議論するのではなく、個別の資産査定に集中
- ✓ 個別の法令違反行為だけを咎めて、問題発生の本原因の究明や必要な対策の議論を軽視

背景③(金融を巡る環境の変化)

○ 金融を巡る環境の変化により、金融業のあり方も変革を迫られている。

主な環境の変化とその影響

■ 国内における人口減少や国際的な低金利の継続

⇒ 横並びの基準を満たした上で量的な拡大競争に集中するビジネスモデルが限界に。

■ サービス業の低生産性の持続、高齢化に向けた国民の資産形成の必要性、顧客ニーズの多様化

⇒ 新しいニーズを捉えた上で、質の高いサービスを工夫し、顧客とともに成長できるビジネスモデルを模索する必要性が増大。

■ リスクの形態と所在の変化のスピードが拡大

⇒ 従来型のリスクのチェックだけではなく、新しいリスクを把握し対応できる力が重要に。

これまでの取組み①(検査・監督の手法の見直し)

- これまでも、副作用の防止・解消を目指し、また金融を巡る環境の変化に対応し、検査・監督の手法の見直しを続けてきた。

検査・監督の見直し

- ✓ ルールとプリンシプル(例:顧客の最善の利益を考えて行動すべき)の最適な組合せ
- ✓ 個別資産査定は、金融機関の判断を極力尊重
- ✓ 担保・保証に過度に依存しない、事業をみた融資への転換促進
- ✓ 将来の課題を見据えた(フォワードルッキングな)問題提起と対話による自主改善
- ✓ 金融機関の優れた取組み(ベストプラクティス)の掘り起こしと情報提供
- ✓ 金融機関の顧客企業との対話による金融機関の課題の抽出(企業1000社ヒアリング)

しかし、金融庁内でも、また金融業界においても、新しい考え方、取組みは必ずしも十分に浸透していない。

これまでの取組み②(国際的な金融規制改革に関する発信)

- 日本の金融行政の枠組みは、金融規制の国際基準のあり方を離れては描けない。
- 世界金融危機後の金融規制改革についても、形式への集中、過去への集中、部分への集中の傾向がみられることから、日本の経験も踏まえ、今後目指すべき新たな方向性について積極的に提言してきたところ。

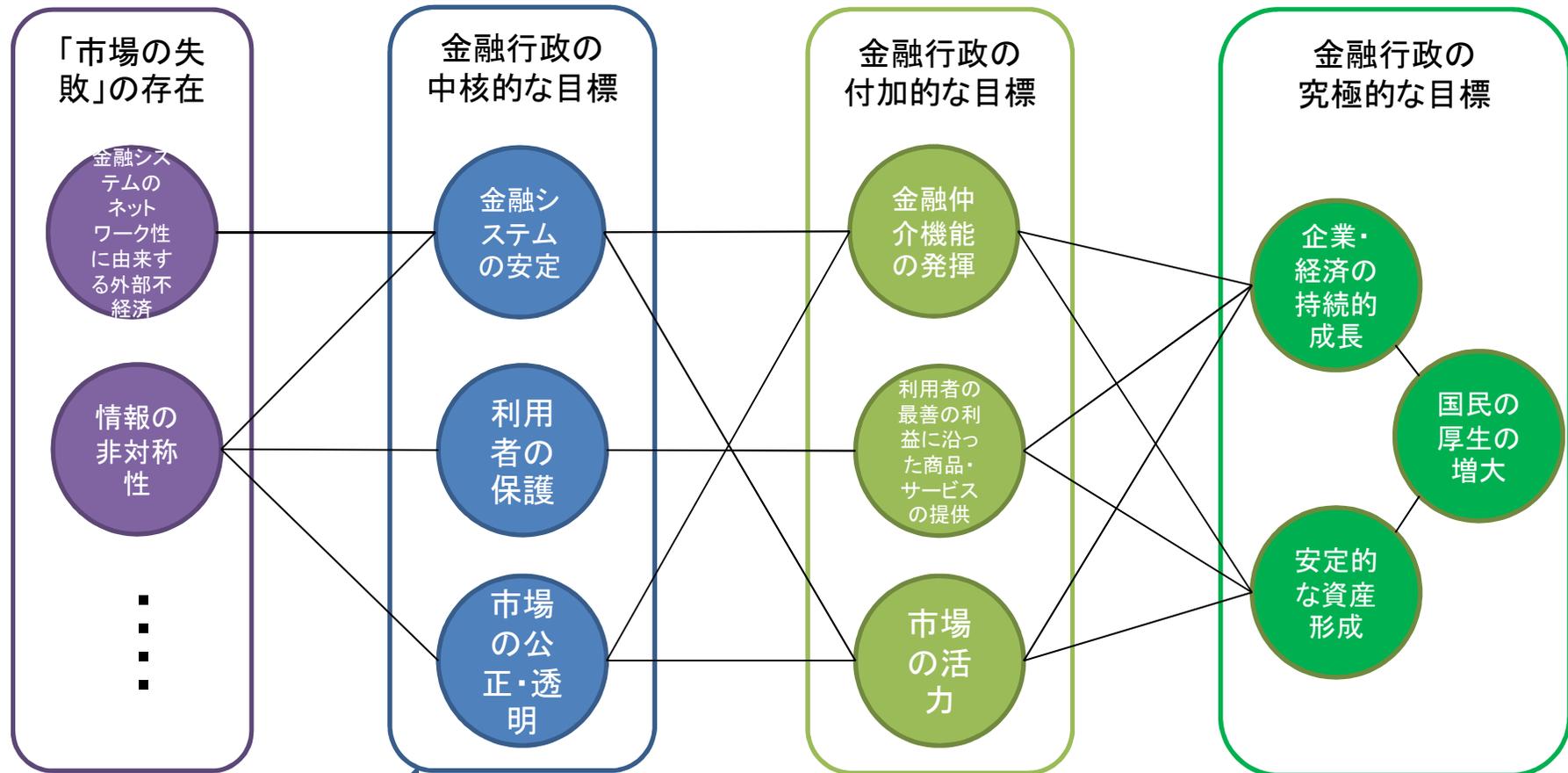
主な国際的提言

- ✓ 「金融システムの安定」と「経済の持続的成長」の両立の必要性
- ✓ 規制の複合的な影響の評価の必要性
- ✓ 規制と監督の適切な役割分担の再構築の必要性(「静的な規制」を「動的な監督」で補完)
- ✓ 過去の危機よりも将来の危機を念頭に置いた対応の必要性

問題意識は国際的にも一部共有されつつあるが、「問題意識の共有」から「具体像の提案」に進むことができなければ、説得力は得られない。

問題意識①(金融行政の目標との整合性)

○ 目標の違いに応じたツールが整備されているか。究極的な目標との整合性はあるか。

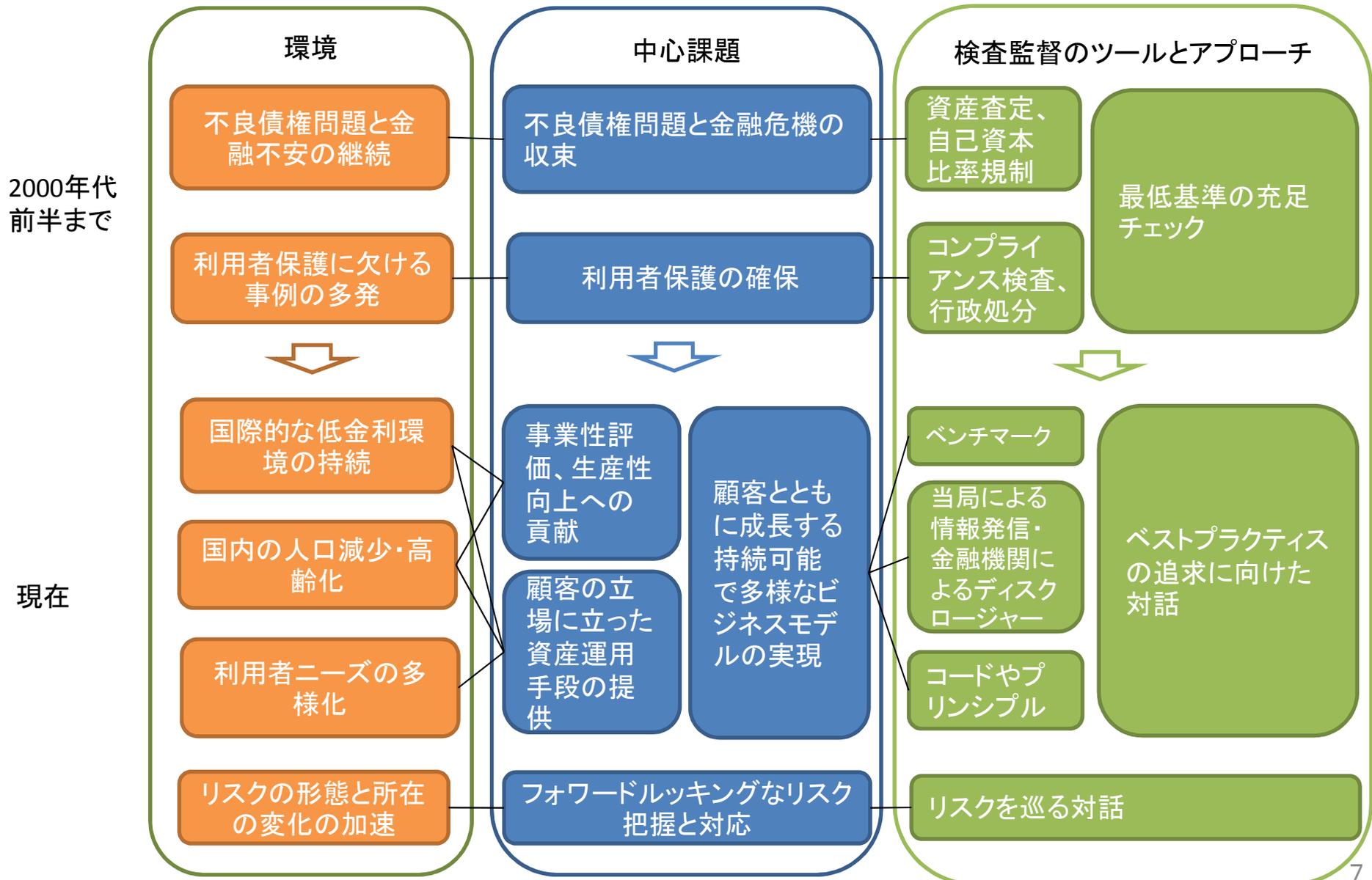


当局のイニシアチブの役割が相対的に大
最低基準の充足チェックの役割が相対的に大

民間当事者のイニシアチブの役割が相対的に大
ベストプラクティスの追求に向けた対話の役割が相対的に大

問題意識②(環境と課題の変化への対応)

○ 環境と課題の変化に対応したアプローチを工夫していく必要があるのではないか。



問題意識③(新しい検査・監督の方向性)

- 新しい環境や課題に対応し、金融行政の目標を実現できるような新しい検査・監督の方向性として、どのようなものが考えられるか。

目指すべき金融の姿 —顧客との“共通価値の創造”に根ざしたビジネスモデルの確立—

金融機関は、顧客ニーズにあった良質なサービスや金融商品を提供し、企業の生産性向上や国民の資産形成の拡充を後押しする。金融機関自身も、企業や国民資産の成長を通じて持続的な収益を確保し、成長していく。

検査・監督見直しの3つの柱

コンセプト		内容
形式	⇒	実質
最低基準(ミニムム・スタンダード)が形式的に守られているかではなく、実質的に良質な金融サービスが提供できているか(ベスト・プラクティス)へ		
過去	⇒	未来
過去の一時点の健全性の確認ではなく、将来に向けたビジネスモデルの持続可能性があるか		
部分	⇒	全体
特定の個別問題への対応に集中するのではなく、真に重要な問題への対応が来ているか		

問題意識④(具体化に向けた課題)

- 新しい検査・監督の方向を具体的なオペレーションにどう落としつついったらいいか。

ベストプラクティスの追求に向けた対話

金融機関の主体的な取組みを軸にした実効性のある対話を実現するために、どのようなツールが考えられるか。

金融システムの安定を目指すための手法

海外当局はストレステストやマクロプルーデンス政策などを重視。
リスクを巡るフォワードルッキングな対話を充実させ、動的な監督を実現するためにはどのような手法が望ましいか。

最低基準の充足状況の確認

最低基準の充足の確認は引き続き必要であるが、それを「形式・過去・部分」ではなく、「実質・未来・全体」の観点から行えるようにするには、どうしたらよいか。